

新潟市公告第 199 号

公募型プロポーザル実施公告

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので公告します。

令和 4 年 4 月 25 日

新潟市長 中原 八一

1. プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(4) 委託業者の選定方法

本件参加者に対し本業務の実施内容を示した提案書の提出を求め、提案書の内容を加味し判断する、公募型プロポーザルを実施する。

また、提案書は「新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務優先交渉権者決定基準」（以下「決定基準」という。）に基づき、非公開の「新潟市ごみ関連チャットボット構築及び運用業務優先交渉権者選定会議」（以下「選定会議」という。）で評価する。

(5) 業務履行スケジュール

仕様書のとおり。

(6) 予定価格

公表する。決定基準のとおり。

2. 参加資格要件

本件に参加するものは、以下の要件すべてを満たすこと。

(1) 「地方自治法施行令」第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、に該当しないこと。

(2) 本市の「競争入札参加資格者名簿（業務委託）」（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

(3) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」に基づく指名停止措置等を受

けていないこと。

- (4) 「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続き開始の申立て、及び「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」での別表 2 の 9 (暴力的不法行為) の適用に該当しない者であること。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成企業は、単独または他の共同企業体の構成企業として、本件に参加することができないものとする。
- ア 共同企業体は 3 社以内で構成されていること。
- イ 構成企業のすべてが (1)、(3)、(4)、(5) の要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- エ 共同企業体は、代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市と契約の締結が行えること。この場合、代表企業は本市に対して全ての責任を負うものとする。
- ※ 本件では参加要件として、企業体の資本関係について制限を設けない。
企業活動が独立していれば、資本提携する企業がそれぞれ提案者となること、または共同企業体を結成することを妨げない。

3. 実施要綱・仕様書等の公開期間及び入手方法

本公告の日から、下記の新潟市ホームページ内に当該案件に係る資料を掲載することで、ダウンロードすること。

<https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/index.html>

※ 市トップページ>くらし・手続き>ごみ・リサイクル

4. スケジュール

期日	内容
令和 4 年 4 月 25 日	プロポーザル公募開始
令和 4 年 5 月 6 日	参加申請受付期限
令和 4 年 5 月 10 日	参加資格確認書通知発送期日
令和 4 年 5 月 13 日	質問提出期限
令和 4 年 5 月 20 日	質問回答期日
令和 4 年 5 月 27 日	提案書受付期限
令和 4 年 6 月中旬	1 次評価 (書面) 及び評価結果通知
令和 4 年 6 月中旬	2 次評価 (プレゼン) 及び評価結果通知
令和 4 年 6 月下旬	プロポーザル終了の掲示

※ 提出物等の詳細は上記「3. 実施要綱・仕様書等の公開期間及び入手方法」で示す資料を参照すること。

5. 問合せ先及び契約条項を示す場所

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市役所本館 2 階 新潟市環境部廃棄物対策課

電話：025-226-1407(直通) FAX：025-222-7032

e-mail：haitai@city.niigata.lg.jp